

令和5年度

第9回定例農業委員会会議録

令和5年12月18日 開催

令和5年12月18日 閉会

(場所) 綾川町綾南農村環境改善センター

令和5年度 第9回 綾川町農業委員会会議録

農委告示 第13号

令和5年度 第9回 農業委員会を次のとおり招集する。

令和5年12月13日

農業委員会会長 中添 文彦

召集 令和5年12月13日

場所 綾川町綾南農村環境改善センター

開会 令和5年12月18日 午後 1時30分

閉会 令和5年12月18日 午後 2時40分 (会期1日)

第1日目 (12月18日)

出席委員 16名

1番 中添 文彦	8番 笹川 武義	15番 滝川 廣男
2番 谷本 利信	9番 井脇 弘幸	16番 渡辺 玲子
	10番 長尾 清	17番 大野 政則
4番 國重 義廣	11番 川西 正廣	18番 藤重 英子
	12番 藤滝 健造	19番 丸尾 説男
	13番 三好 満	
7番 佐藤 裕子	14番 三好 光春	

農地利用最適化推進委員 20名参加

昭和1 富野 正行、	昭和1 藤川 清徳、	昭和2 大野 均、	昭和2 片岡 等
陶 福家 重夫、	陶 大芝 博信、	陶 福家 棟貴、	陶 原 拓也
滝宮1 津村 剛志、	滝宮2 松内 利和、	羽床1 宮本 清信、	羽床2 楠原 徳大
粉所 山地 康弘、	粉所 石丸 勝彦、	西分 岡田 行夫、	山田1 山口 守
山田2 橋川 正廣、	山田3 長川 富雄、	羽床上 泉谷 幸一、	羽床上 岡田 幸彦

議事録署名委員

11番 川西 正廣 委員、13番 三好 満 委員

欠席 3番 三好 直樹 委員、5番 森 健人 委員、6番 福家 範行 委員

公務のため出席した者の職氏名

事務局長 福家 勝己 課長補佐 亀山 和成 主査 岩部 有起

傍聴人 0人

## 議事日程

令和 5 年 12 月 18 日

- 第 1 会期の決定について
- 第 2 議事録署名委員の指名について
- 第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条（農業委員会）について
- 第 4 議案第 2 号 農地法第 4 条（県知事）について
- 第 5 議案第 3 号 農地法第 5 条（県知事）について
- 第 6 議案第 4 号 農地法第 5 条事業計画変更申請について
- 第 7 議案第 5 号 現況証明（農委分）について
- 第 8 議案第 6 号 基盤強化法第 19 条（農用地利用集積計画の公告）について
- 第 9 議案第 7 号 農地中間管理事業法第 19 条の 2【農地利用集積計画一括方式】について
- 第 10 議案第 8 号 綾川農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更について
- 第 11 報告第 1 号 農地法第 18 条（通知）について
- 第 12 報告第 2 号 農地法第 4 条許可処分取消について

令和 5 年 12 月 農業委員会議事録

午後 1 時 30 分 開会

職務代理

みなさま、こんにちは。定刻が参りましたので、ただいまから令和 5 年度第 9 回農業委員会を開催します。出席者の方へのお願いです。携帯電話をお持ちの方は、本会開催中、マナーモード若しくは、電源をお切りいただきますようお願いいたします。それでは、会長よりご挨拶申し上げます。

会長

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。続きまして、事務局よりご挨拶をお願いします。

事務局

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。それでは、議事に移ります。議事進行につきましては、綾川町農業委員会会議規則第 4 条で、「会長は、会議の議長となり、議事を総理する。」とありますので、中添会長、議事進行をお願いします。

議長

それでは議事に移ります。

本日の欠席者は、3 番 三好直樹 委員、5 番 森健人 委員、6 番 福家範行 委員の 3 名です。よって、農業委員出席者は、16 名です。会期の決定ですが、会期は本日 1 日限りといたします。なお、「議事録署名委員の指名について」ですが、私の方で指名してよろしいでしょうか。

委員一同

はい。

議長

本日の議事録署名人には、11 番 川西正廣 委員、13 番 三好満 委員を指名します。

議長

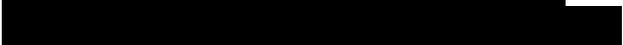
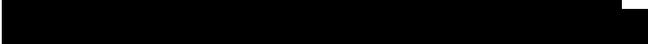
本日の議案の審議に移ります。第 1 号議案について、事務局より説明願います。

事務局

議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について説明致します。今月は 4 件です。

議案第 1 号-1

地 図：   
権利等： 所有権移転 有償売買

申請地：   
譲渡人：   
譲受人： 

説明： 申請に至った理由ですが、譲渡人は高齢による労働力不足のため農地の処分を考えていたところ、近隣農地を耕作する譲受人との間で意見が合致し申請に至ったものです。

譲受人の経営面積は、自作地が 5,303 m<sup>2</sup>あり、現所有農地については、全て適切に維持管理されております。

取得後の営農計画としては、水稻を予定しております。

譲受人の農作業暦としては、15年、農作業の従事日数は年間150日で、機械の所有状況については、トラクター、コンバイン、田植機、乾燥機、トラックを各1台、農舎を70 m<sup>2</sup>所有しております。また、水稻の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、0.2km、徒歩で3分であり、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

#### 議案第1号-2

地 図： [REDACTED]

権利等： 所有権移転 有償売買

申請地： [REDACTED]

譲渡人： [REDACTED]

譲受人： [REDACTED]

説明： 申請に至った理由ですが、譲渡人は町外に居住し財産の処分を考えていたところ、新規で果樹の栽培を計画していた譲受人との間で意見が合致し申請に至ったものです。申請地のほかに、農業用倉庫や拠点として利用できるよう、宅地も併せて取得予定となっております。なお、譲渡人所有のほかの農地についても譲受人が取得予定でしたが、現況と筆界が一致しないため、今後修正していく予定で、完了次第取得していく予定となっております。

譲受人の、経営面積は0 m<sup>2</sup>であるものの、農作業に関する協力者がおり、ミカンを作付けする親族やイチゴ農園の代表者、農事組合法人の従業員などの協力を得ながら申請地の管理を行っていく計画となっております。

取得後の営農計画としては、ミカンを予定しております。

譲受人の農作業暦はありませんが、家族3名でそれぞれ年間100日の農作業従事を予定しております。機械の所有状況については、草刈り機を4台、トラックを2台所有しているほか、今後譲渡人から農舎95 m<sup>2</sup>を取得する計画となっております。また、申請地は現在遊休農地となっているため、一度重機等も活用して耕起した後植付する予定です。ミカンの作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、3km、車で8分であり、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

#### 議案第1号-3

地 図： [REDACTED]

権利等： 所有権移転 有償売買

申請地： [REDACTED]

譲渡人：

譲受人：

説明： 申請に至った理由ですが、譲渡人は高齢による労働力不足のため経営規模の縮小を考えていたところ、申請地に隣接する譲渡人の農地において譲受人が住宅の建築を計画し申請地についても野菜を作るため取得することで話がまとまったため本申請に至ったものです。

取得後の営農計画としては、青ネギ等の季節野菜を予定しております。

譲受人の経営面積は 0 m<sup>2</sup>あるものの、親族所有の農地にて 10 年以上の農作業の経験はあり、取得後の農作業の従事日数は年間 150 日を予定しております。機械の所有状況については、現在所有の機械はないものの、今後耕耘機を 1 台購入する計画となっております。また、野菜の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、現在の住所からは 4.2km 車で 7 分の距離にあるものの、建築予定の住宅からは数mの距離にあり、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

以上の理由により、農地法第 3 条第 2 項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

#### 議案第 1 号-4

地 図：

権利等： 所有権移転 有償売買

申請地：

譲渡人：

譲受人：

説明： 申請に至った理由ですが、譲渡人は県外に居住し農地の処分を考えていたところ、隣接地に居住する譲渡人との間で話がまとまったため本申請に至ったものです。なお、申請地については利用権の設定はしていないものの、これまで 20 年以上にわたり譲受人が耕作を続けておりました。

取得後の営農計画としては、野菜を予定しております。

譲受人の経営面積は 0 m<sup>2</sup>あるものの、申請地の管理・耕作を 20 年以上してきており、取得後も年間 150 日の農業従事を予定しております。機械の所有状況については、耕耘機を 1 台所有しています。また、これまでと変わらず野菜の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、0.1km、徒歩で 1 分以内の距離にあり、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

以上の理由により、農地法第 3 条第 2 項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第 1 号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第 2 号につきまして説明を求めます。

事務局

議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請について説明します。

今月は 1 件です。

議案第 2 号-1

地図・図面：

申請地：

地 種： 第 2 種農地

併用地： -

申請者：

用途： その他業務地／農林漁業用施設（納屋、畜舎、農機具置場）

施設の概要： 既存：農業用倉庫 平屋建 1 棟 215.05 m<sup>2</sup>

新設：農業用倉庫 平屋建 1 棟 266.40 m<sup>2</sup> 合計：481.45 m<sup>2</sup>

申請事由： 貸農業用倉庫

説明：【理由】 申請人は認定農業者として営農しておりましたが、このたび法人化することとなり、所有機械、施設等はすべて法人に賃貸することとなりました。大型機械も多く、既存の倉庫・納屋等では格納できず、野ざらしとなっている農機具等もあり、新たな農業用倉庫を建築し、法人へ貸し出す計画を立てたものです。

申請地は既設の農業用倉庫もあり、また、法人事務所にも隣接し、幅員 4m 程度の農道に面した出入りの容易な農地であり利便性も良く、新たな農業用倉庫の建築、及び作業スペースを確保できることから、規模としても妥当であり選定したものです。

また、既に農業用倉庫及び機械置場として利用していたことに対し、法律に無知であったため、農地法の手続きを経ずに転用してしまったことを反省し、始末書も添付されていることから追認許可はやむを得ないものと考えます。

【資金】 土地代 0 万円 造成費 200 万円、建築費 1,250 万円

自己資金 1,450 万円、借入金 0 万円

【期間】 令和 6 年 2 月 1 日～令和 6 年 4 月 30 日

【造成】 盛土 花崗土 H=0.53m 切土 なし

北側 ブロック 2 段積 H=1.2m、東側 境界コンクリート H=0.6m

【排水】 雨水：ため柵を設置し地先水路へ放流

汚水：発生なし

【他法令許可】 該当なし

【水利】

【隣接同意】 該当なし

以上ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第 2 号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第3号につきまして説明を求めます。

事務局

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について説明します。今月は2件です。

議案第3号-1

地図・図面：

権利設定： 所有権移転 有償売買

申請地：

地種： 第2種農地

併用地： -

所有者：

借受人：

用途： 住宅用地/一般個人住宅

施設の概要： 住宅 平屋建 1棟 115.93㎡ 利用率 23.3% (>22%)

カーポート 1基 36.00㎡

申請事由： 非農家の自己住宅

説明：【理由】 申請人は現在アパートで夫婦及び子の3人で居住していますが、出産により家族が増える予定があり、また、今後子供の成長に伴い手狭となってくるものが予測されるため、自己住宅の新築を計画したものです。

近郊の候補地で検討したところ、面積も妥当であり、現在の居住地からも近く、休耕中であり、申請地の所有者の同意が得られたため、当該農地を選定し、申請に至ったものです。

なお、申請地については、平成15年3月に農地法4条の許可を取得した農地ではありますが、当初計画での転用は中止するため、取消願を提出するものです。

【資金】 土地代 270万円 造成費 600万円、建築費 3,000万円

自己資金 910万円、借入金 2,960万円

【期間】 令和6年2月1日～令和6年8月31日

【造成】 盛土 H=0.3m 切土 なし コンクリート擁壁 H=～1.95m

【排水】 雨水：ため柵を設置し、道路側溝へ放流

污水：合併処理浄化槽による処理

【他法令許可】 道路工事施行承認（担当課と協議中）

【水利】

【隣接同意】

議案第3号-2

地図・図面：

権利設定： 使用貸借権

申請地：

地種： 第2種農地

併用地： [REDACTED]  
所有者： [REDACTED]  
借受人： [REDACTED]

用途： 住宅用地/一般個人住宅

施設の概要： 住宅 2階建 1棟 122.97 m<sup>2</sup>  
物置 平屋建 1棟 7.88 m<sup>2</sup>  
合計 130.85 m<sup>2</sup> 利用率 26.2% (>22%)

申請事由： 宅地拡張

説明：【理由】 申請人は現在併用地の住宅に夫婦及び子の3人で居住しております。現在の宅地に2台分の駐車スペースを確保しておりますが、子の就職に伴い車両を購入する予定であり、駐車スペースが不足するため宅地の拡張を計画したものです。

所有地で検討したところ、居住地に隣接する申請地が利便性も良く、また面積も妥当であり、所有者である母の同意が得られたため、当該農地を選定し。申請に至ったものです。

【資金】 土地代 0万円 造成費 100万円、建築費 0万円  
自己資金 100万円、借入金 0万円

【期間】 令和6年2月10日～令和6年3月31日

【造成】 盛土 花崗土 t=0.2m、クラッシャーラン敷 切土 雨土剥ぎ取り  
コンクリート擁壁 なし

【排水】 雨水：自然浸透、自然流下により隣接宅地の既存排水施設へ  
汚水：なし

【他法令許可】 該当なし

【水利】 [REDACTED]

【隣接同意】 該当なし

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第3号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第4号について事務局より説明を願います。

事務局

農地法第5条事業計画変更申請について、説明します。今月は2件です。

議案第4号-1(承継)

地図・図面： [REDACTED]

権利設定： 所有権移転 有償売買

申請地： [REDACTED]

地種： 第2種農地

所有者： [REDACTED]

申請者： [REDACTED]

用途： その他業務用地/駐車場・資材置場

施設の概要： 倉庫（既設） 平屋建 1棟 10.44 m<sup>2</sup>

申請事由： 貸駐車場・倉庫

説明：【理由】 申請人は、申請地の東側に位置する法人の代表取締役であり、当法人は建設機械の修理やレンタルを行っております。令和5年4月に転用許可を受けて、慢性的に不足している駐車場や資材置場スペースの拡張を行いましたが、完全な解消には至っておらず、それらを整備し、自身が代表を務める法人へ貸すことを計画しました。

申請地は法人事務所の近隣であり、従業員の駐車場として8台分のスペースを確保でき、利便性も高い用地です。

昭和47年2月に住宅用地として転用許可を受け、造成工事を行ったものの、出産・育児等の諸般の事情により工事完了に至らずそのままの状態となっております。

このたび、事業所の近くで候補地を検討していた申請人と、転用計画を中断し申請地の処分を考えていたしていた譲渡人との間で意向が合致し申請に至ったものです。

【資金】 土地代 400万円 造成費 50万円、建築費 0万円

自己資金 450万円、借入金 0万円

【期間】 令和6年2月から令和6年4月まで

【造成】 整地のみ

【排水関係】 雨水：自然流下により東側水路へ放流

汚水：発生なし。

【他法令許可】 該当なし

【水利】 [REDACTED]

【隣接同意】 該当なし

#### 議案第4号-2

地図・図面： [REDACTED]

申請地： [REDACTED]

地種： 第3種農地

申請者： [REDACTED]

用途： 分譲住宅

施設の概要： 住宅 2階建 24棟 1398.12 m<sup>2</sup> 内23棟完成

カーポート 平屋建 2棟 54.10 m<sup>2</sup> 内2棟完成

申請事由： 工期延長 変更前 H29.10.1～R4.9.30（5年間）

変更後 H29.10.1～R7.9.30（8年間）

説明：【理由】 申請人は、[REDACTED]に主たる事務所を置き、平成9年に設立、不動産の売買、宅地造成事業を主に営む法人です。平成29年9月20日付けで、農地法第5条の許可を受けて24区画の分譲住宅を令和2年9月30日を目途に建設してお

りましたが、コロナ禍等の影響もあり、計画期間内に事業完了できなかつたもので、令和4年9月30日まで工期延長許可を受け事業完了に努めました、残り1棟が未完了の状態です。さらに3年間の工期延長により、変更後の期間内に事業の完了を図るため、変更申請に至ったものです。

変更内容は、期間延長で、その他の変更はありません。

- 【資金】 全体事業費の変更なし
- 【期間】 平成29年10月1日から令和7年9月30日まで
- 【造成】 本申請に伴う新たな造成はありません。(変更なし)
- 【排水関係】 (変更なし)

雨水：溜枡を設置し西側水路へ放流、汚水：公共下水道へ接続

【他法令許可】 変更に伴う新たな協議等は該当なし

【水利】【隣接同意】

工期延長のみのため改めての同意を得る必要はありません。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第4号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第5号について事務局より説明を願います。

事務局

議案第5号現況証明について、説明します。今月は2件です。

議案第5号-1

地図・写真：

申請地：

現況地目： 山林原野

利用状況： 山林

申請人：

申請理由： 申請地は、農場として養豚及び果樹栽培を行っていましたが、農業を休止し、20年以上経過したことにより山林の様相を呈しています。

また、周辺はすべて自身の所有地であり、水利関係者とも調整を完了しており、非農地証明をしたとしても問題はないものと判断しております。

議案第5号-2

地図・写真：

申請地：

現況地目： 山林原野

利用状況： 山林

申請人：

申請理由： 申請地は、日当たり等の立地条件が悪かったため、生産調整にあたり耕作放棄し、

40年以上経過したことにより山林の様相を呈しています。

また、周辺はすべて農地以外の山林等であり、非農地証明をしたとしても問題はないものと判断しております。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第5号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第6号についてです。なお、案件第12号に丸尾説男委員に関する案件が含まれますので、審議の間ご退室をお願いします。

【 退室 】

議長

それでは事務局より説明を願います。

事務局

はい。議案第6号、相対による利用権設定の案件第12号について、説明します。

P.11～12をご覧ください。

議案第6号-12

所在：

利用権： 賃貸借権

貸付人：

借受人：

借受人経営面積： 7,397 m<sup>2</sup>

利用目的： 水稲

賃料： 年間10a当り5,000円

期間： R6.1.1～R8.12.31（3年間）

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

案件第12号につきまして、何か質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第6号の、案件第12号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。丸尾委員は、入室の上、ご着席下さい。

【 入室 】

議長

事務局より、残りの案件につきまして説明を求めます。

事務局

はい。先ほどご審議いただいた案件を除く残りの案件について説明します。

P.6～P.12 をご覧ください。

権利種別、貸借権設定です。

契約件数： 12件 合計 33,824 m<sup>2</sup>

内訳

新規契約： 1～4番 4件 5,418 m<sup>2</sup>

更新契約： 5～11番、13番 8件 28,406 m<sup>2</sup>

以上、審議のほどよろしく申し上げます。

議長

議案第6号についてご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第7号について、事務局より説明を願います。

事務局

はい。議案第7号、農地機構を通じた利用権設定です。P.13～P.26 をご覧ください。

契約件数： 25件 合計 88,304 m<sup>2</sup>

新規契約： 11・13～14・16～21番 9件 23,043 m<sup>2</sup>

更新契約： 1～10・12・15・22～25番 12件 65,261 m<sup>2</sup>

変更契約： なし

貸付先としましては、1番～4番を [ ] へ、5番～10番を [ ] へ、11番を [ ] へ、12番を [ ] へ、13番～16番を [ ] へ、17番を [ ] へ、18番～19番を [ ] へ、20番～21番を [ ] へ、22～25番を [ ] へ貸し付けるものです。

以上、審議のほどよろしく申し上げます。

議長

議案第7号について、ご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第8号について事務局より説明を願います。

事務局

それでは、議案第8号「綾川農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更」について説明致します。今月は、除外案件が3件です。

議案第8号-1 (除外)

地図・図面： [ ]

申出区分： 農用地からの除外

申請地：

併用地：

除外前用途： 農地

除外後用途： 貸資材置場

土地所有者：

借受人：

農地区分： 2種農地

説明：

【施設の概要】 貸資材置場

【資金内訳】 土地代 450 万円、造成費 550 万円、建築費 0 万円

合計 1,000 万円 <内訳> 自己資金 1,000 万円、借入金 0 万円

【変更を必要とする理由】

申請人は併用地にある工場を運営する法人の代表であり、工場において作業スペースが不足していることから、自身で資材置場を整備し代表を務める法人に貸し出すものです。なお借受先の法人は[ ]で、[ ]に主たる事務所を置き、昭和 42 年に設立、船舶機、資材、各種重機の販売・貸付・修理等を主に営む法人です。

本工場では、10t～40t の重量部品を組み立て、重機等の展示販売、分解、修理等を行っています。この作業にクローラークレーンという移動式のクレーンを使用していますが、その保管場所に苦慮しており、また、慢性的に金属部品等の資材を保管するスペースも不足していたことから、本転用申請に至ったものです。

重量物を吊り上げるクローラークレーンを作業に使用するため、道路を横断することが困難であることから、隣接地でなければ事業目的を達成出来ないため本申請地が選定されたもので、利用計画からも妥当な面積であることから、やむを得ないと考えます。

【工事着工時期】 令和 6 年 4 月 【供用開始時期】 令和 6 年 9 月

【造成】 花崗土による盛土最大 100 cm

【排水】 雨水：ため柵を設置し東側水路及び南側水路に放流

汚水：該当なし

【利用率】 -

【除外申出に係る意見書】

申請地は、立地条件その他から判断し適当な場所であり、今後の当該地域の農業振興施策の実施に支障を与えるものではないとして、「やむを得ないもの」との[ ]及び[ ]の連名による意見書が添えられております。

これらにより、農用地からの除外について「農業振興地域の整備に関する法律」第 13 条第 2 項各号に照らし、除外することが妥当であるものと考えます。

議案第 8 号-2 (除外)

地図・図面：

申出区分： 農用地からの除外

申請地：

併用地：

除外前用途： 農地

除外後用途： 貸施設の敷地拡張

土地所有者：

土地利用者：

農地区分： 2種農地

説明：

【施設の概要】 工場 平屋建 1棟 1,000 m<sup>2</sup>  
休憩所 平屋建 1棟 22.66 m<sup>2</sup>  
駐車場、作業スペース

【資金内訳】 土地代 595 万円、造成費 300 万円、建築費 0 万円  
合計 895 万円  
<内訳>自己資金 895 万円、借入金 0 万円

【変更を必要とする理由】

申請人は、に主たる事務所を置き、平成 22 年に設立、不動産の所有・管理及び賃貸を主に営む法人です。既存工場は、譲受人の代表者が代表を務めるに貸し付けている貸施設であり、貸付先であるはに主たる事務所を置き、平成 17 年に設立、鉄骨工事、クレーン建設機器リース業及び金属製品の製造及び販売を主に営む法人となっております。この度、貸付先であるの事業拡張のために既存工場の敷地が手狭となってきたため、既存工場と同じく譲受人であるが貸施設として敷地を拡張して利用できるように計画したものです。現在の敷地には社用車、製作前の資材、クレーン車、大型車両などを保管しているものの、大型車両の通路や積載スペース、資材である鋼材置場等を十分に確保することが困難となっております。

事業目的達成のためには既存工場と一体利用する必要があるものの、申請地の北側を流れる水路が幹線水路となっていることもあり、幹線水路への影響が少なくなるよう検討した結果、本申請地の通り事業範囲を選定したものです。

【工事着工時期】 令和 6 年 3 月 【供用開始時期】 令和 6 年 9 月

【造成】 花崗土による盛土最大 1m、境界コンクリート

【排水】 雨水：ため柵により集水し、隣接水路に放流  
汚水：該当なし

【利用率】 -

【除外申出に係る意見書】

申請地は、立地条件その他から判断し適当な場所であり、今後の当該地域の農業振興施策の実施に支障を与えるものではないとして、「やむを得ないもの」との

及びの意見書が添えられております。

これらにより、農用地からの除外について「農業振興地域の整備に関する法律」第13条第2項各号に照らし、除外することが妥当であるものと考えます。

議案第8号-3 (除外)

地図・図面：

申出区分： 農用地からの除外

申請地：

併用地：

除外前用途： 農地

除外後用途： 非農家の自己住宅

土地所有者：

土地利用者：

農地区分： 2種農地

説明：

【施設の概要】 住宅平屋建 1棟 92.90㎡ (新規)

【資金内訳】 土地代0万円、造成費300万円、建築費2,700万円

合計3,000万円 <内訳>自己資金0万円、借入金3,000万円

【変更を必要とする理由】

申請人は、現在借家にて妻と子ども1人の計3人で居住しています。子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になってきたことから、自己住宅を計画しました。

申請地は、実家から隣接しており、緊急時に子どもの面倒を任せることができ、将来的にも親の面倒を見るのに都合が良いことから、選定したものです。なお、併用地部分には既存の建物がありますが、一部取り壊して利用する計画となっております。

本申請地は宅地に隣接する農地であり、利用計画からも妥当な面積であることから、やむを得ないと考えます。

【工事着工時期】 令和6年5月 【供用開始時期】 令和6年11月

【造成】 コンクリート擁壁0.9m、花崗土による盛土最大0.9m

【排水】 雨水：溜桝を設置し西側水路に放流

汚水：合併処理浄化槽で処理後、西側水路に放流

【利用率】 敷地面積 308㎡、建築面積 92.90㎡ 30.16% (≧22%)

【除外申出に係る意見書】

申請地は、立地条件その他から判断し適当な場所であり、今後の当該地域の農業振興施策の実施に支障を与えるものではないとして、「やむを得ないもの」との及びの連名による意見書が添えられております。

これらにより、農用地からの除外について「農業振興地域の整備に関する法律」第13条第2項各号に照らし、除外することが妥当であるものと考えます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

議案第 8 号について、ご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、報告第 1 号について事務局より説明を願います。

事務局

報告第 1 号、農地法第 18 条の規定による合意解約の届出について説明します。今回は 6 件です。

案件第 1 号～第 3 号は関連する案件ですので一括で説明します。

報告 1-1～3

賃貸人：1 号

2～3 号

賃借人：

転貸人：高松市仏生山町 公益財団法人 香川県農地機構

申請地：

解約日：令和 5 年 11 月 30 日

引渡日：令和 5 年 12 月 1 日

説 明：耕作目的による利用権の解約で、離作補償はありません。なお、解約後の農地については [redacted] が耕作することになっており、その貸借については 11 月の農業委員会にて審議しております。

報告 1-4

賃貸人：

賃借人：

転貸人：高松市仏生山町 公益財団法人 香川県農地機構

申請地：

解約日：令和 5 年 11 月 30 日

引渡日：令和 5 年 11 月 30 日

説 明：耕作目的による利用権の解約で、離作補償はありません。

報告 1-5

賃貸人：

賃借人：

申請地：

解約日：令和 5 年 11 月 30 日

引渡日：令和 5 年 11 月 30 日

説 明：転用目的による利用権の解約で、離作補償はありません。

報告 1-6

賃貸人：

賃借人：

申請地：

解約日：令和5年12月1日

引渡日：令和5年12月1日

説明：基盤整備事業による利用権の解約で、離作補償はありません。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長

報告第1号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、報告第2号について事務局より説明を願います。

事務局

農地法第4条許可処分取消について、説明します。今回は1件です。

報告第2号-1

地図・図面：

申請地：

申請人：

形態： 転用

用途： 住宅用地、車庫用地

施設の概要： 住宅2階建 1棟 76㎡、車庫 平屋建 1棟 35.12㎡

申請理由： 平成15年3月27日付で許可となった転用計画の変更に伴う農地法第4条許可処分の取消申請です。申請地については、許可を取得したものの工事が行われていなかったところ、議案第3号案件第1号のとおり、5条申請による一般住宅建築の計画がなされたことから、以前の許可については取り消すこととしたものです。

以上、よろしくお願いいたします。

議長

報告第2号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

以上ですべての議案についての説明、質疑が終了しました。

それでは、採決に入ります。本日提案された議案第1号から議案第8号のうち、議案第6号の案件第12号を除く案件について、原案通り賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

全員挙手

議長

全員の方の挙手をいただきましたので、議案はすべて承認されました。以上で本日の日程はすべて終了しました。ありがとうございました。

職務代理

本日も各委員さんのご協力により定例農業委員会が無事終了致しました。慎重なご審議ありがとうございました。

うございました。それでは、第8回定例農業委員会を閉会いたします。

午後 2時40分

閉会